

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	
	別紙1－2のとおり		
申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふ り が な) 名 称	住 所		
かぶしきがいしゃ〇〇うんゆ 株式会社〇〇運輸	岡山市北区大供〇丁目〇番〇号		
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふ り が な) 名 称	住 所		
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 住	籍 所
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 住	籍 所
ふ り が な 〇 〇 〇 〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日 代表取締役	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
ふ り が な 〇 〇 〇 〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日 監査役	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
ふ り が な 〇 〇 〇 〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日 相談役	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
ふ り が な 〇 〇 〇 〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日 顧問	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	1, 000 株		出 資 の 額	5, 000万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
ふ り が な 〇 〇 〇 〇	平成〇〇年 〇〇月〇〇日	600株	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	
		60%	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
ふ り が な 〇 〇 〇 〇	平成〇〇年 〇〇月〇〇日	350株	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	
		35%	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
〇〇かぶしきがいしゃ 〇〇株式会社	—	50株	—	
		5%	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※ 手数料欄		※ 納入確認欄	※ 受付欄
〔新 規〕	81, 000円	〔納入額〕 円	
		〔確認日〕 年 月 日	
〔更 新〕	73, 000円	〔確認者〕	

産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲等

産業廃棄物の種類		許可申請する産業廃棄物の種類		積替え・保管の有無	有・無
				積替え・保管を行う産業廃棄物の種類	
		取扱う品目	限定がある場合 その内容	取扱う品目	限定がある場合 その内容
1	燃え殻	—		—	
2	汚泥	○		○	
3	廃油	○		○	
4	廃酸	—		—	
5	廃アルカリ	—		—	
6	廃プラスチック類	○		○	
	自動車等破砕物	—		—	
7	紙くず	—		—	
8	木くず	—		—	
9	繊維くず	—		—	
10	動植物性残さ	—		—	
11	動物系固形不要物	—		—	
12	ゴムくず	—		—	
13	金属くず	○		○	
	自動車等破砕物	—		—	
14	ガラスくず等（注1）	○		○	
	自動車等破砕物	—		—	
15	鋳さい	—		—	
16	がれき類	○		○	
17	動物のふん尿	—		—	
18	動物の死体	—		—	
19	ばいじん	—		—	
20	産業廃棄物処理物	—		—	
21	輸入廃棄物	—		—	

	許可申請する産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
石綿含有産業廃棄物が含まれるかどうか	含む・含まない	含む・含まない
水銀使用製品産業廃棄物が含まれるかどうか	含む・含まない	含む・含まない
水銀含有ばいじん等が含まれるかどうか	含む・含まない	含む・含まない

（注1）ガラスくず等とは、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くずのこと。

（注2）新規許可申請の場合は、許可申請を行うものについて、取扱う品目に○印を、取扱わない品目には—印を付けること。

（注3）更新許可申請の場合は、現に許可を受けているものについて、取扱う品目に○印を、取扱わない品目には—印を付けること。

都道府県・政令市等における許可取得の状況

番号	都道府県・市名	許 可 番 号			
		産 業 廃 棄 物		特別管理産業廃棄物	
		収集運搬業	処 分 業	収集運搬業	処 分 業
1	〇〇県	第000000100001号	第00020100001号		
2	〇〇市	第99910100001号			
3	△△県	令和〇〇年〇〇月〇〇日 許可申請中			
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
備考 1 既に処理業の許可を有している場合は、その許可番号を都道府県・市ごとに記入すること。 2 許可申請中の場合は、申請年月日を記入すること。 3 別紙2-1（事業計画の概要を記載した書類）に記載した予定排出事業場又は予定運搬先（処分場）が岡山県外の場合は、対象となる申請者の収集運搬に係る許可証の写しをすべて添付すること。ただし、許可申請中の場合は、申請の受理が確認できる書面を添付すること。					

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画

(例)

当社の経歴及び業務内容は次のとおりであり、今回、新たに岡山市において産業廃棄物収集運搬業務を行う。

(経歴) 昭和〇〇年〇〇月 有限会社〇〇運輸を設立。

平成〇〇年〇〇月 株式会社〇〇運輸に組織変更。

現在に至る。

(主たる業務内容) 産業廃棄物収集運搬業務
建築物及び構造物等の解体業

(営業範囲) 〇〇県、〇〇市、△△県、岡山市

予定排出事業場又は予定運搬先(処分場)が岡山県外の場合は、対象となる収集運搬業の許可証の写し及び処分先の許可証の写しを添付してください。

2. 収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬量等

	産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状 (固形、液状、泥状等)	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地(処 分場の名称及び所在地)並びに処 理方法
1	汚泥	10t/月	脱水ケーキ (含水率85% 以下)	〇〇産業株式会社 岡山市北区〇〇△番□ 号	岡山市〇区□□ □△番	〇〇株式会社 岡山市〇区□□△△番 (焼却)
2	廃油	3t/月	液状	〇〇産業株式会社 岡山市北区〇〇△番□ 号	岡山市〇区□□ □△番	〇〇株式会社 岡山市〇区□□△△番 (油水分離)
3	廃プラスチック類	15t/月	固形状	〇〇産業株式会社 岡山市北区〇〇△番□ 号	岡山市〇区□□ □△番	〇〇株式会社 岡山市〇区□□△△番 (破碎)
4	金属くず	25t/月	固形状	〇〇建設株式会社 岡山市内の工事現場	岡山市〇区□□ □△番	〇〇株式会社 岡山市〇区□□△△番 (破碎)
5	ガラスくず・コン クリートくず ・陶磁器くず	4t/月	固形状	〇〇建設株式会社 岡山市内の工事現場	岡山市〇区□□ □△番	〇〇株式会社 岡山市〇区□□□△番 (安定型埋立)
6	がれき類	30t/月	固形状	〇〇建設株式会社 岡山市内の工事現場	岡山市〇区□□ □△番	〇〇株式会社 岡山市〇区□□△△番 (安定型埋立)
7	がれき類(石綿 含有産業廃棄 物)	5t/月	固形状	〇〇建設株式会社 岡山市内の工事現場	岡山市〇区□□ □△番	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市□□△△番 (管理型埋立)
8	廃蛍光管(水銀 使用製品産業廃 棄物)	1t/月	固形状	〇〇建設株式会社 岡山市内の工事現場	岡山市〇区□□ □△番	〇〇株式会社 岡山市〇区□□□△番 (破碎・選別)

備考

取扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

なお、自動車等破碎物、廃石膏ボード、水銀使用製品産業廃棄物などは、安定型最終処分場への埋立はできないので留意のこと。

別紙２－２－１

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両（又は運搬船）一覧					
	車両(船舶)の名称 (車体の形状)	形式・寸法	自動車登録番号 (船舶番号)	最大積載量 (kg)	所有区分
1	キャブオーバー	自動車検査証記録事項のとおり	岡山〇〇〇あ〇〇〇〇	4, 000kg	所有・借上
2	ダンプ	自動車検査証記録事項のとおり	岡山〇〇〇か〇〇〇〇	10, 000kg	所有・借上
3	ダンプ	自動車検査証記録事項のとおり	岡山〇〇〇さ〇〇〇〇	10, 000kg	所有・借上
4					所有・借上
5	(車両が10台を超える場合は、別紙２－２－２に記入してください。)				所有・借上
6					所有・借上
7					所有・借上
8					所有・借上
9					所有・借上
10					所有・借上
(2) その他の運搬施設の概要					
	運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考	
	鉄製ドラム缶	汚泥、廃油	200L	10個	
	廃蛍光管収納容器	廃蛍光管 (水銀使用製品産業廃棄物)	20本	10個	
(3) 積替え又は保管施設の概要 (積替え又は保管を行う場合に記載)					
別紙２－５（「積替え・保管場所の概要」）のとおり					

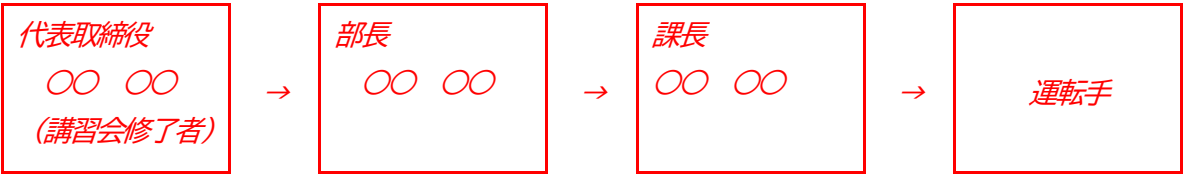
別紙2-2-2

運搬車両（又は運搬船）一覧

[illegible]

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 収集運搬業務の管理及び施設の運営管理体制



収集運搬業務の受託に当たっては、事前に排出事業者と委託契約を締結する。
また、産業廃棄物収集運搬に当たっては、引渡しを受ける際に排出事業者から管理票の交付を受け、受託した産業廃棄物とともに運搬先に回付する。また、管理票の控えを取り本社事務所で5年間保管する。

(2) 車両毎の用途

キャブオーバー : 汚泥及び廃油（鉄製ドラム缶に入れ密閉して運搬）
ダンプ : 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等及びがれき類
（荷台にシートをかけて飛散を防止し、運搬）

(3) 収集運搬業務を行う時間・休業日等

9時から17時まで
日曜日、祝日、年末年始

(4) その他

運搬車両には産業廃棄物収集運搬車両の表示をする。
許可証の写し、管理票を携行する。

従業員数内訳（産業廃棄物収集運搬業に係る人数を、内数で（ ）に記入してください。
令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の7 に規定する使用人	相談役、顧問 等申請者の登 記以外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
2	0	2	20 (2)	50 (5)	50 (5)	10	134 (12)
人	人	人	人	人	人	人	人

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

① 飛散及び流出の防止措置

- ・汚泥及び廃油の運搬は、鉄製ドラム缶に入れ密閉し、ロープ等で固定して運搬する。
- ・その他の産業廃棄物の運搬は、荷台にシートを掛けて飛散を防止する。
- ・石綿含有産業廃棄物の運搬に当たっては、石綿含有産業廃棄物を破碎しないように行うとともに、他の廃棄物と混合しないように区分して行う。
- ・廃蛍光管（水銀使用製品産業廃棄物）は、破碎することのないよう、また、他の物と混合しないよう専用容器に入れて、ロープ等で固定して運搬する。

② 悪臭の漏出の防止措置

- ・汚泥及び廃油は、鉄製ドラム缶に入れ密閉して運搬するため、悪臭の漏出はない。
- ・その他の産業廃棄物から悪臭は発生しない。

③ その他の環境保全措置

（石綿含有産業廃棄物など、取り扱う産業廃棄物の種類に応じ、必要な措置を記載。）

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置（積替え又は保管を行わない場合は、「該当なし」と記載。）

別紙2－5（「積替え・保管場所の概要」）のとおり

(3) その他

面積、保管上限及び積み上げることができる高さは、小数点第 1 位（小数点第 2 位以下切り捨て）までの数値を記載してください。

1 積替え又は保管の場所

所在地	岡山市〇区〇〇〇〇番		
面積	計	150.5	m ²
	〔うち、保管の場所の面積	50.3	m ²
	作業場所の面積	100.2	m ²
積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類	別紙 1 - 1（「積替え・保管を行う産業廃棄物の種類」の欄）とおり		
積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	保管上限	100.1	m ³
	積み上げることができる高さ	1.8	m

2 積替え又は保管施設の概要

保管施設の構造	別図のとおり ※構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。		
産業廃棄物の種類ごとの保管の方法	がれき類：屋外保管 汚泥及び廃油：鉄製ドラム缶に入れて密閉して保管 水銀使用製品産業廃棄物：専用容器に入れて保管		

容器を入れず屋外保管する場合は記入してください。

3 積替え又は保管施設において講ずる措置

周囲の囲い及び表示	周囲に囲いを設け、入口の見えやすい位置に「産業廃棄物積替保管場所」である旨の掲示板（60cm×60cm）を設置する。
産業廃棄物の飛散及び流出の防止措置	周囲に塀を設置し、保管場所にコンクリート塀を設置することにより、飛散及び流出を防止する。
産業廃棄物の地下浸透の防止措置	床面はコンクリート打ちとし、地下浸透を防止する。
産業廃棄物の悪臭の漏出の防止措置	がれき類は、悪臭の発生のおそれはない。 汚泥は鉄製のオープンドラム缶に、廃油は鉄製の液体用ドラム缶に入れ、密閉して保管するため悪臭の漏出はない。
ねずみ・衛生害虫の発生防止措置	整理整頓に努め、清潔を保持する。 定期的に薬剤散布を行う。
他の物の混入を防止する仕切り等の状況	水銀使用製品産業廃棄物は専用容器に入れて保管する。 石綿含有産業廃棄物は飛散防止の措置を講じたうえで、その他の産業廃棄物と混合しないように区分して保管する。
その他産業廃棄物の種類に応じた措置	（取り扱う産業廃棄物の種類に応じ、必要な措置を記載）

運搬車両の写真

自動車登録番号		岡山0000あ0000	車両の名称 (車体の形状)		キャブオーバー
前 面 写 真	注意事項 ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。 (写真を添付してください。)				
側 面 写 真	注意事項 ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物 収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が 表示されていること。 小さい等の理由により車体の表示が読み取れない場合には、 表示部分を拡大した写真も添付すること。 (写真を添付してください。)				
			撮影	令和00年00月00日	

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	鉄製ドラム缶 (200L)	用途	汚泥、廃油
注意事項 ・ 容器の全体が写るように撮影すること。 (写真を添付してください。)			
		撮影	令和〇〇年〇〇月 〇〇日

運搬容器等の名称	廃蛍光管収納容器	用途	廃蛍光管 (水銀使用製品産業廃棄物)
注意事項 ・ 容器の全体が写るように撮影すること。 (写真を添付してください。)			
		撮影	令和〇〇年〇〇月 〇〇日

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する 資 金 の 総 額	15, 000千円	
土 地	5, 000千円	
事 務 所	5, 000千円	
収集運搬車両	5, 000千円	
積替保管施設		
調 達 方 法	自 己 資 金	5, 000千円
	借 入 金	10, 000千円
	(借入先名)	〇〇銀行
	そ の 他	
	増 資	
	事業の開始に当たって新たに資金を必要としない場合はその理由 (該当する番号に○印を記入すること)	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	〇〇銀行定期預金		3, 000千円
有価証券	(株) △△の株式	200株	3, 000千円
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土 地	宅地、農地、〇〇	〇〇〇m ²	評価額 3, 000千円
建 物	自宅、倉庫、〇〇	延べ〇〇〇m ²	評価額 3, 000千円
備 品			
車 両	キャブオーバー ダンプ	3台	1, 000千円
そ の 他			
資 産 計			13, 000千円
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金	〇〇銀行融資		10, 000千円
短期借入金			
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			10, 000千円

誓 約 書

申請者（届出者）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岡山市長 様

申請者

住 所 岡山市北区大供〇丁目〇番〇号

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

株式会社〇〇運輸

代表取締役 〇〇 〇〇

(別紙 6 の参考)

欠 格 条 項 に つ い て

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号

- イ 第 7 条第 5 項第 4 号イからチまでのいずれかに該当する者
- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※ 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者をいう。

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 条第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ホ 第 7 条の 4 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項若しくは第 14 条の 3 の 2 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項（これらの規定を第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号（第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第 8 条の 5 第 6 項及び第 14 条第 5 項第 2 号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2（第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第 3 項（第 14 条の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に次条第 3 項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

添付書類の省略に関する申立書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岡山市長

様

住所 岡山市北区大供〇丁目〇番〇号

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

株式会社〇〇運輸 代表取締役 〇〇 〇〇

下記のとおり本申請 (届出) における添付書類を省略します。

記

1 過去に提出した申請等の添付書類の内容に変更がない場合

- ☐ 運搬車両の写真 (別紙 3)
- ☐ 運搬容器等の写真 (別紙 4)
- ☐ 事務所等の写真 (1) (別紙 9 (参考))
- ☐ 事務所等の写真 (2) (別紙 10 (参考))
- ☐ 事務所等の土地、建物を借用する場合の賃借契約書等の写し
- ☐ 車庫・駐車場の土地の登記事項証明書
- ☐ 車庫・駐車場の土地、建物を借用する場合の賃借契約書等の写し
- ☐ 車両、船舶の検査証等の写し及び借用する場合の借上契約書等の写し
- ☐ 積替え又は保管を行う場所の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計算書並びに当該場所付近の見取図
- ☐ 積替え又は保管を行う場所の土地の登記事項証明書及び国土調査図 (又は切絵図)
- ☐ 積替え又は保管を行う場所の土地、建物を借用する場合の賃借契約書等の写し

添付書類を省略する項目にチェック
を入れてください。

2 同時に提出する別の申請等の添付書類と共通の場合

(1) 処理業の種類

- ☐ 産業廃棄物収集運搬業 ☐ 特別管理産業廃棄物収集運搬業
- ☐ 産業廃棄物処分業 ☐ 特別管理産業廃棄物処分業
- ☐ その他 ()

(2) 申請 (届出) の区分

- ☐ 新規 ☐ 更新 ☐ 変更許可 ☐ 変更届
- ☐ その他 ()

(3) 省略する書類

※省略する書類を次に明記し、必要の場合は適宜行を追加すること。

- ☐
- ☐
- ☐

会社法人等番号又は法人番号の
どちらかを選択し、申立者の当該
番号を記入してください。

3 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 11 条の規定による場合

- ☐ 法人登記事項証明書 (会社法人等番号又は法人番号:)

別紙7の1 (5/100以上の株主又は出資をしている法人等が法人登記事項証明書の添付を省略する場合)

添付書類の省略に関する申立書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岡山市長 様

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

(会社法人等番号又は法人番号：)

法人株主等の会社法人等番号又は法人
番号のどちらかを選択し、当該番号を
記入してください。

情報通信技術を活用した行政推進等に関する法律第 11 条の規定により、本申請（届出）における法人登記事項証明書の添付を省略します。

事業所等の名称・所在地及びその見取図

区 分	名 称	所 在 地	電話番号
事 務 所 (営 業 所)	株式会社〇〇運輸 本社事務所	〒 700-0913 岡山市北区大供〇丁目〇番〇号	086-〇〇〇-〇〇〇〇
		〒	
事 業 場 (処分場) (車庫・駐車場) (保管場所)	株式会社〇〇運輸 (保管場所)	〒 岡山市〇区〇〇〇△番	
	株式会社〇〇運輸 (駐車場)	〒 700-0824 岡山市北区内山下〇番地	なし
		〒	なし
上 記 事 務 所 等 の 付 近 見 取 図			
(事務所)		(営業所)	
(地図を貼り付け又は記載してください。)		(地図を貼り付け又は記載してください。)	
(事業場)		(車庫・駐車場)	
(地図を貼り付け又は記載してください。)		(地図を貼り付け又は記載してください。)	

事務所等の写真（1）

事 務 所	所在地 岡山市北区大供〇丁目〇番〇号
(写真を貼付してください。)	
営 業 所	所在地

事務所等の写真（2）

事業場	所在地 岡山市〇区〇〇〇△番
(写真を貼付してください。)	
車庫・駐車場	所在地 岡山市北区内山下〇番地
(写真を貼付してください。)	

車 両 借 上 契 約 書

有限会社△△工業 (以下、「甲」という。) と

株式会社〇〇運輸 (以下、「乙」という。) は

甲が所有する車両について次のとおり契約する。

記

1 甲が所有する車両

岡山〇〇〇〇㊦〇〇〇〇 _____

計 1 台を乙は賃貸借するものである。

2 賃借料は、別途定めるものとする。

3 車両借上契約期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から1年間とし、双方異存のない場合は本契約を継続延長するものとする。

4 上記期間中における一切の責任は乙が負うものとする。

上記のとおり契約し、2通作成し各自署名捺印のうえ各1通を所持する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 岡山市北区大供〇丁目〇番〇号
有限会社△△工業
代表取締役 〇〇 〇〇 印

乙 岡山市北区大供〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇運輸
代表取締役 〇〇 〇〇 印

土地賃借契約書

〇〇 〇〇 (以下、「甲」という。)と

株式会社〇〇運輸 (以下、「乙」という。)は

甲が所有する土地について次のとおり契約する。

記

1 甲が所有する土地

土地の所在地 岡山市〇区〇〇〇△番

土地の使用目的 産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所として使用

産業廃棄物の積替え又は保管を行おうとする場所が賃借の場合は、目的外使用にならないよう、確実に借地人から当該使用目的の承諾を得たうえで、明確に土地の使用目的を記入してください。

2 賃借料は、別途定めるものとする。

3 土地賃貸契約期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から1年間とし、双方異存のない場合は本契約を継続延長するものとする。

4 上記期間中における一切の責任は乙が負うものとする。

5 乙は、当該土地の使用に際しては、上記使用目的以外に使用してはならない。ただし、甲が別途承諾した場合については、この限りでない。

上記のとおり契約し、2通作成し各自署名捺印のうえ各1通を所持する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 岡山市北区内山下〇丁目〇番〇号

〇〇 〇〇

印

乙 岡山市北区大供〇丁目〇番〇号

株式会社〇〇運輸

代表取締役 〇〇 〇〇

印

施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類リスト

1 土地

所 在 地 番 農 地 の 該 非	所有権を証する書類	権原を証する書類
岡山市〇区 △番 〇〇〇 ※積替え又は保管を行う施設が申請者の所有権を有する土地の場合	☒ 登記事項証明書 ☒ その他（農地法第5条第1項の許可証の写し）	☐ 賃貸借契約書の写し ☐ その他
岡山市〇区 △番 〇〇〇 ※積替え又は保管を行う施設が申請者の所有権を有しない土地の場合	☐ 登記事項証明書 ☐ その他	☒ 賃貸借契約書の写し ☒ その他（農地法第5条第1項の許可証の写し）
	☐ 登記事項証明書 ☐ その他	☐ 賃貸借契約書の写し ☐ その他

備考 1 「農地の該非」の欄は、農地法第2条第1項の農地であるか否かについて記載すること。

2 「権原を証する書類」を添付する場合であって、土地が農地法第2条第1項の農地であるとき又は農地であったときは、同法第5条第1項の許可を受けたことを証する書類を添付すること。

2 建物

所 在	所有権を証する書類	権原を証する書類
	☐ 登記事項証明書 ☐ その他	☐ 賃貸借契約書の写し ☐ その他
	☐ 登記事項証明書 ☐ その他	☐ 賃貸借契約書の写し ☐ その他
	☐ 登記事項証明書 ☐ その他	☐ 賃貸借契約書の写し ☐ その他

3 動産

動 産 を 特 定 す る 情 報	所有権を証する書類	権原を証する書類
	☐ 登録事項等証明書 ☐ その他	☐ 賃貸借契約書の写し ☐ その他
	☐ 登録事項等証明書 ☐ その他	☐ 賃貸借契約書の写し ☐ その他
	☐ 登録事項等証明書 ☐ その他	☐ 賃貸借契約書の写し ☐ その他